

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

2023年1月17日

株主各位

東京都港区元麻布三丁目2番13号
株式会社翔栄
代表取締役 木村鉄三

当社は、2023年2月中旬開催予定の臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年1月31日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主と定めましたので、公告いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号
三井住友信託銀行株式会社 名古屋証券代行営業部